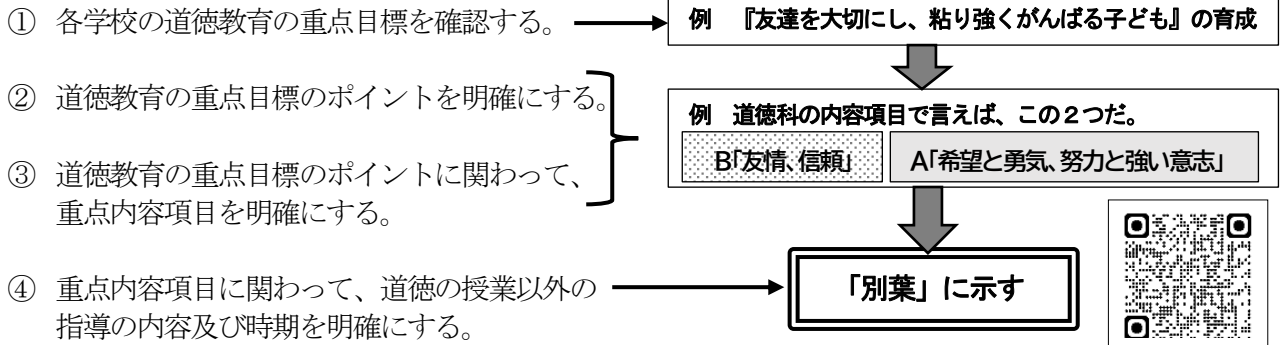


Q1： 道徳教育における「別業」を作成する意義は何か。また、具体的な作成のポイントを教えてほしい。

A： 「別業」とは、各教科等と道徳教育の内容や指導時期等の関連を一覧表にして示したものである。道徳教育と各教科等の特質等に応じて行われる道徳性を養う指導をつなぐ役割がある。つまり、「別業」の作成は、「道徳性を養う」という視点において、各教育活動に関連性があることを視覚的に捉えるという意義がある。学校全体で組織的に取り組む道徳教育の推進、充実にあたっては、この「別業」の実用化を図る必要がある。学校の道徳教育の重点目標から道徳科の内容を確認し、各教科等における指導の機会を明確にすることが大切である。

以下に、「別業」作成のポイントとして、作成の手順や主な「別業」の例を示す。

1 「別業」作成の手順



特別の教科「道徳」
全面実施に向けて
文部科学省

2 「別業」の具体例（小学1年生を例に示す。）

【例1：時系列で示した別業】

内容\月	4月	5月	6月	7月
学校行事	入学式 身体計測 交通安全教室 避難訓練	新体力テスト プール開き	県民の日記念行事 クリーン活動 避難訓練	終業式
道徳	たのしいがっこう C(14) ぞうさんとおともたち B(9)	うまれたてのいのち D(17) ありがとうB(17) ゆうたのへんしん A(3) おふるぼそうじA(5)	ありがとう ごめんな さいB(8) つばめD(18) もりのふれぜんと C(11) あとかたづけA(3)	二わのごどりB(9) どうしてかなC(10)
特別活動	学活1			おたのしみかいをしよ うB(9) 1学期を振り返ろう A(5)
	学活2	たのしくたべよう おいしいきゅうしょく A(3) がっこうのいきかえ りD(17)	こんなことがんばって みたいA(5) からだをきれいに A(3)	あめのひのすごしかた A(3) はのおうさま6さい きゅうしA(3)
	学活3	これから1年生 A(5) C(14)	かかりやとうぼんのし ごとA(5) C(12)	ほんのかりかたとあつ かいA(10)
	児童会 クラブ委員会	JRC登録式C(12)		むし歯予防集会A(3) クリーン活動C(12)
教科	国語	よろしくねB(8) つながることはB(8) こえをとどけようB(9)	あめですよD(18)	どうやってみをまもる のかなD(17) こんなことしたよ C(13)
	算数	いくつかA(3)	なんぼんめC(10)	ぞうさんかぶB(9) えにつきをかこう C(13)
	生活	がっこうだいすきあ い うえお B(9)	いくぞ！がっこうたん けんC(14) げんきにそだてわた し のはなA(5)D(18)	あそびばにでかけよう B(7)C(10)D(18)
備考		スタートカリキュラム参照		1学期の思い出写真を活用

① 重点内容項目の時数を増やす

② 重点内容項目を強調する

B「友情、信頼」

A「希望と勇気、努力と強い意志」

他教科との関連を意識し、指導する時期を変更することも考えられる。

③ 備考欄を活用する

指導上の工夫等、記録しておくことによって、次年度に引き継ぐことを記入しておくことよ。

- ・実施上の課題
- ・効果的であった資料
- ・校長や教頭の参画
- ・地域人材の活用 等

① 重点内容項目の指導時数を増やす。

② 重点内容項目に網掛けをする等、強調する。

③ 備考欄を活用する。

④ 変更点、修正点があった場合は朱書きで加筆する。

【例2：内容項目をもとにして作成した別葉】

内容\各教科等	道徳	特別活動					教科			備考	
		学校行事	学級活動(1)	学級活動(2)	学級活動(3)	児童会	国語	生活	体育		
A主として自分自身に関すること	(1) 善悪の判断、自律、自由と責任	5 なにをしているのかな/5月 21 にんじんぼたけで/11月 28 やめろよ/1月		学校の約束を考えよう/5月	雨の日の過ごし方を考えよう/6月						
	(2) 正直、誠実	16 ひつじかいのこども/10月									
B主として人との関わりに関すること	(5) 希望と勇気、努力と強い意志	22 おふるぼそうじ/11月	秋季運動会/9月 文化的行事/11月 書き初め/1月	1学期を振り返ろう/7月	こんなことがんばってみたいな/5月 2学期にがんばりたいことを決めよう/9月 忘れ物をなくそう/10月 3学期にがんばりたいことを決めよう/1月 こんなことレベルアップしたよ!/2月 もうすぐ2年生/3月	これから1年生/4月 かかりやとうぼんのしごと/5月 どんな夏休みにしようかな/7月 こんなこと、もっと知りたいな/11月 どんな冬休みにしようかな/12月 こんな自分になりたいな/2月 どんな春休みに			けんきにそだてわたしのはな/5月	多様な動きをつくる運動遊び 鉄棒遊び/5月	
	(6) 親切、思いやり	14 ほしのうえのおおかみ/9月 24 学校のかえりみち/12月 23 二わのこどり/11月		2年生を招待して「たのしくあそぼう会」をしよう/11月	自分を大切に、友だちを大切にしよう/11月	係の仕事レベルアップ大作戦!/10月					
B主として人との関わりに関すること	(9) 友情、信頼	10 そらばんとおともだち/9月 23 二わのこどり/11月		「どうそよしくの会」をしよう/4月 楽しい遠足にしよう/10月 「1年間どうもありがとう会」をしよう/3月	はじめての給食だよ/4月	1年生を迎える会/4月	こえをとどけよう/4月 おおきなながい/7月	かっこうたいすきあいうえお/4月	かけっこリズム遊び/春休み 水遊び/7月 ハードルレース/体づくしの運動/マツト遊び/9月 ボール遊び・ボール投げゲーム/10月 輪投げ遊び・ボールけりゲーム/11月 リズム遊び/表現遊び/12月 多様な動きをつくる運動遊び/1月 跳び箱遊び/鬼遊び/2月 ボール遊び/3月		

【例3：学校行事を中心に、自校の重点的に指導する内容項目を焦点化した別葉】

内容\各教科等	道徳	特別活動					教科			備考
		学校行事	学級活動(1)	学級活動(2)	学級活動(3)	児童会	国語	生活	体育	
A主として自分自身に関すること	(5) 希望と勇気、努力と強い意志	22 おふるぼそうじ/11月 9月 11月→9月22 おふるぼそうじ	9月 運動会	9月 2学期にがんばりたいこと	1年生でこんなことできるようになりたいな/4月 強くて楽しいな/月 んな夏休みにし				けんきにそだてわたしのはな/5月	多様な動きをつくる運動遊び 鉄棒遊び/5月
	(9) 友情、信頼	10 ぞうさんとおともだち/7月 23 二わのこどり/11月 7月→10月 10 ぞうさんとおともだち 10月 23 二わのこどり	10月 遠足	10月 楽しい遠足にしよう				10月 思い出して書こう	10月 ボール遊び・ボール投げゲーム	ボール遊び ボール投げゲーム/10月 輪投げ遊び ボールけりゲーム/11月 リズム遊び 表現遊び/12月 多様な動きをつくる運動遊び/1月 跳び箱遊び 鬼遊び/2月 ボール遊び/3月
		<p>9月の「運動会」に合わせ、重点的に指導する例 道徳科、学活等においても、A(5)「希望と勇気、努力と強い意志」の内容項目を意識して指導する。</p>								
		<p>10月の「遠足」に合わせ、重点的に指導する例 国語、体育等においても、B(9)「友情、信頼」の内容項目を意識して指導する。</p>								

「別葉」に決まった形式はなく、各校の創意工夫が求められている。重要なことは、自校の特色や重点を、教育活動全体でどのように実践していくかが分かることであり、必ずしも全ての枠を埋める必要はない。授業を実践する中で、より効果的であることを朱で書き込んだり、付箋紙等書き留め、年度末に一覧表に位置付ける等、日々加筆、修正することで、道徳科と教育活動全体を積極的に結び付けることになる。

道徳教育推進教師を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開するために、「別葉」の重要度は、より一層高まってきている。

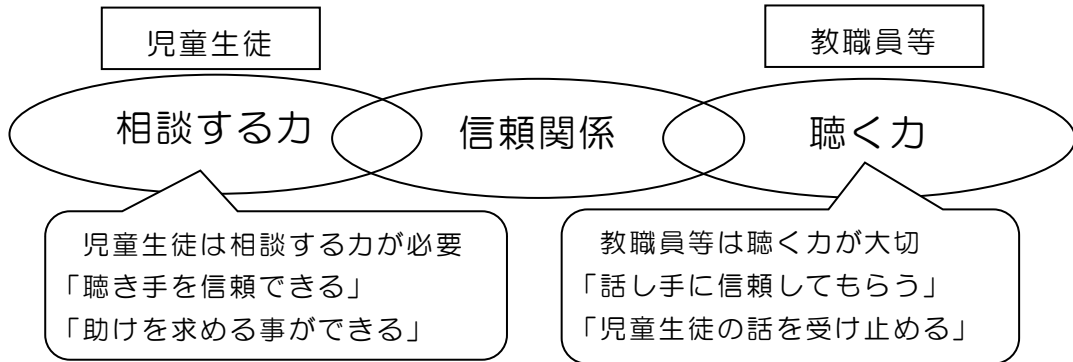
【参考資料】

- ・ 初等教育資料10月号 R03.10 文科省
- ・ 中等教育資料 3月号 R03.3 文科省
- ・ 特別の教科「道徳」全面实施に向けて 文科省

Q2：不登校の未然防止につながる教育相談について教えてほしい。

A：教育相談とは、全ての教職員が学校教育活動全体を通じて、児童生徒をきめ細かに理解するために行うものである。近年、社会環境が大きく変化する中、児童生徒の抱える課題は多様化している。一人一人の悩みを引き出すことで、児童生徒理解につながり、それに寄り添った支援を適切に行うことで不登校の未然防止が期待できる。教職員が高い意識をもち、児童生徒と真摯に向き合うために、教育相談のポイントについて述べる。

1 教育相談を行う際の基本姿勢



不登校は未然防止が大切だと言われる。新たな不登校児童生徒を生まないために、教育相談を有効に活用し、児童生徒との信頼関係を構築することが必要である。

(1) 表現の要素

表現の要素とは、「あなたの話を聴いています」ということが伝わる「非言語の部分」である。言葉以外の態度の部分でも教師がしっかり話を聴こうとしていることが伝われば、児童生徒は安心して話すことができる。

【座席の工夫】
物理的・心理的距離をとる

<斜め> <横並び> <L字>

視線	・適度に合わせる
表情	・話の内容に合わせて
話し方	・声の大きさやトーンを合わせる ・丁寧に話す
相づち	・適度な間隔で打つ、うなづく
沈黙	・児童生徒が黙っている時は、考えている場合もあるので待つ
姿勢	・腕や足は組まない ・威圧的な態度をとらない

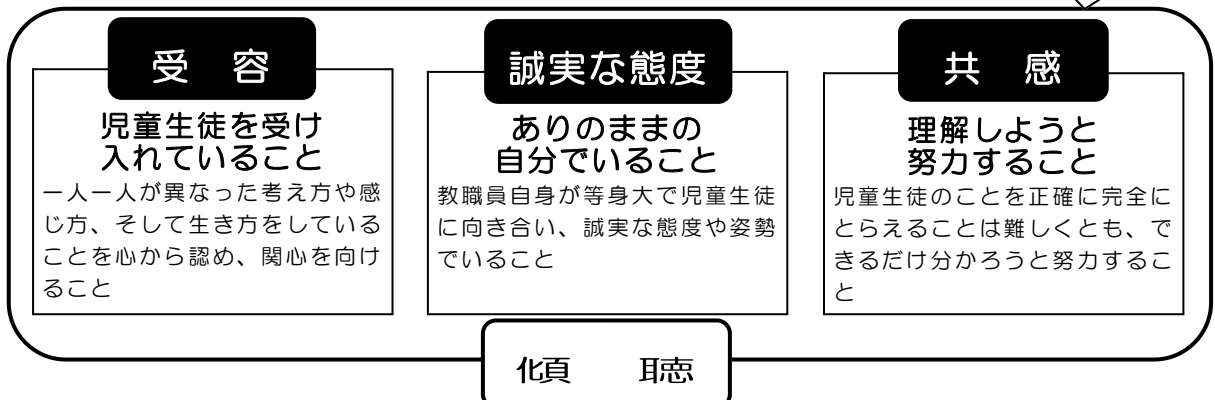
(2) カウンセリングマインド

カウンセリングマインドとは、あたたかい信頼に満ちた人間関係を築こうとする態度・心構えである。児童生徒が、教職員に話をしてよかったと感じるのは、教職員が自分の話を分かってくれようとした時である。「相手の話を分かろうとする」ことは、とても重要な態度である。

共感 ≠ 同感

主語が「あなた」 主語が「私」
あなたはそう感じるのね 私もそう感じる

<カウンセリングマインドの3要素>



(3) 傾聴の技法

	内 容	例 S:児童生徒 T:教師
繰り返し	児童生徒が話す内容を、できるだけ忠実に要点をおさえて事実を伝える。(事実を繰り返す)	S:「昨日、眠れなかったんです。」 T:「昨日、眠れなかったんだね。」
	児童生徒の言葉の中で表現されているもの、いないものについて、気持ちを表す言葉や、推察される感情を伝えたりする。(感情を繰り返す)	S:「そう言われて、つらかったんです。」 T:「つらかったんだね。」 S:「クラスに居場所がなくて…」 T:「寂しいのかな？」 「つまらないのかな？」
明確化	うまく表現されていないものを言語化する。	S:「テストのことを考えるとおなかが痛くなるんです。」 T:「それはよい点数を取らなくてはというプレッシャーでおなかが痛くなるということかな？」
質 問	意味を確認する場合や「積極的に聴いているよ」ということを伝える場合などに質問する。 ○閉ざされた質問…回答が限定される ○開かれた質問 …自由に回答できる ※状況に応じて使い分ける	S:「給食が食べられなくて…」 T:「体調悪いの？」(閉ざされた質問) S:「はい/いいえ」 T:「何か気になることある？」(開かれた質問)

2 保護者との連携

不登校の未然防止には、児童生徒だけでなく保護者との連携も必要であり、教育相談(面談)は有効である。学校の様子と家庭の様子を共有し、児童生徒一人一人へのその後の支援につなげていく。

保護者に対する教育相談の姿勢(傾聴)は、児童生徒に対するときと同様である。

(1) 教育相談(面談)の流れとポイント

- ①まずは感謝やねぎらいを伝える。
- ②保護者の話を聴く。<カウンセリングマインド、傾聴の姿勢>(家庭での様子等)
- ③学校での様子を伝える。<よいところから、具体的なエピソードで>(学校での様子)
- ④課題となることを伝える。<情報を整理して、客観的に>
- ⑤今後の指導・支援について考える。<保護者とともに考える>

(2) よりよい連携のために

- ①パートナーシップを大切にする
保護者と教師に立場の上下はなく、「子どもを育む」という共通の目標に向かって協力体制を築く。
- ②「子ども」を中心に据える
保護者と教師がそれぞれの立場で「子どもにとって何がよいのか」を考える。

不登校を未然に防ぐためには、日頃の学級経営を核としながら、全ての教職員が一人一人と積極的に関わり、信頼関係を築くことが不可欠である。その上で教育相談の機会が、児童生徒にとって安心して悩みを相談できる場となる。教職員だけでなく、保護者と共に児童生徒の細かな変化に気付き、支えていくことが大切である。

【参考資料】		
・生徒指導提要	R04.12	文科省
・保護者とのよりよい連携のためのヒント	R03.3	総教セ
・児童生徒への適切な指導のために	R02.3	総教セ

Q3：通級による指導の「自立活動」とは、どのような指導なのかを教えてください。

A： 「通級による指導」とは、学校教育法施行規則第 140 条、141 条に基づき、小・中学校の通常の学級に在籍している障害のある児童生徒に対して、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について当該児童生徒の障害に応じた特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室）で行う形態である。

ここでいう特別の指導とは、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導「自立活動」のことである。

以下に、通級による指導の「自立活動」について詳しく述べる。

1 通級による指導の実施形態について

- (1) 自校通級・在籍する学校において指導を受ける。
- (2) 他校通級・他の学校に通級し、指導を受ける。
- (3) 巡回指導・通級による指導の担当者が該当する児童生徒のいる学校に赴き、又は複数の学校を巡回して指導を行う。

2 対象となる児童生徒について

通級による指導の対象となる児童生徒については、学校教育法施行規則第 140 条に以下のように示されている。

- 一 言語障害者
- 二 自閉症者
- 三 情緒障害者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 学習障害者
- 七 注意欠陥多動性障害者
- 八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

＜対象にするか否かの判断と開始の際の留意点＞

- ・医学的な診断の有無のみにとらわれないよう留意し、総合的な見地から判断すること。
- ・在籍校の校長が市町教育委員会と十分に連携し、市町教育支援委員会等の意見等を十分に考慮した上で判断すること。
- ・開始の手続きは、年度毎に行い、校内委員会において検討した上で開始すること。また、指導内容や時間等についても検討すること。
- ・本人、保護者と合意を得た上で、開始すること。

3 自立活動の意義について

自立活動は、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導の教育課程において、特別に設けられた指導領域である。障害のある児童生徒は、その障害によって、日常生活や学習場面において、様々なつまずきや困難が生じるため、通常学級の児童生徒と同じように、心身の発達の段階などを考慮して教育するだけでは十分とは言えない。このため、障害のある児童生徒は、特別の教育課程を組み自立活動の領域を設定し、その指導を行うことによって、児童生徒の人間としての調和のとれた育成を目指している。

よって、自立活動は一人一人の実態に対応した活動であり、よりよく生きていくことを目指した主体的な取組を促す教育活動であることが重要である。

学校教育において育てたい「資質・能力」
①知識及び技能 ②思考力、判断力、表現力等 ③学びに向かう力、人間性等
【各教科等で系統的に示されている目標や内容を指導することでバランスよく育成される。】

通常学級における各教科等の指導に自立活動の指導を生かして指導
【障害のある児童生徒は、その障害によって「資質・能力」の育成につまずきやすい。】

自立活動の指導
【障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服のために指導する。】
育まれる「資質・能力」を支える役割

4 自立活動の内容について

自立活動の内容は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第 7 章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、個々の実態に応じて必要な項目を選定して取り扱い効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

<自立活動の内容6区分27項目>

1 健康の保持	(1) 生活のリズムや生活習慣の形成 (2) 病気の状態の理解と生活管理 (3) 身体各部の状態の理解と養護 (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整 (5) 健康状態の維持・改善	4 環境の把握	(1) 保有する感覚の活用 (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応 (3) 感覚の補助及び代行手段の活用 (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成
2 心理的な安定	(1) 情緒の安定 (2) 状況の理解と変化への対応 (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲	5 身体の動き	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能 (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用 (3) 日常生活に必要な基本動作 (4) 身体の移動能力 (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行
3 人間関係の形成	(1) 他者とのかかわりの基礎 (2) 他者の意図や感情の理解 (3) 自己の理解と行動の調整 (4) 集団への参加の基礎	6 コミュニケーション	(1) コミュニケーションの基礎的能力 (2) 言語の受容と表出 (3) 言語の形成と活用 (4) コミュニケーション手段の選択と活用 (5) 状況に応じたコミュニケーション

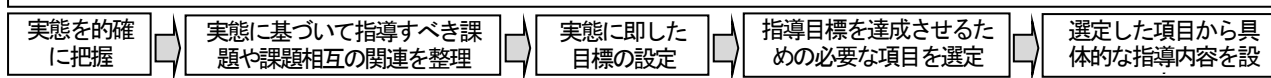
5 具体的な指導内容の設定について

自立活動の指導内容は、対象となる児童生徒の実態を把握し、課題や指導目標、指導内容、指導方法、指導の結果などを記載できる個別の教育支援計画（指導計画）を作成した上で、指導することが重要である。

また、自立活動の指導は、指導目標（ねらい）を達成する上で効果的である場合には、児童生徒の集団を構成して指導することも考えられるが、最初から集団で指導することを前提とするものでない点に十分留意する。

<具体的な指導内容を設定する際の留意点>

- | | |
|-----------------------------|--------------------------------|
| (1) 主体的に取り組む指導内容 | (5) 自ら環境を整える指導内容 |
| (2) 改善・克服の意欲を喚起する指導内容 | (6) 自己選択・自己決定を促す指導内容 |
| (3) 発達の進んでいる側面を更に伸ばすような指導内容 | (7) 自立活動を学ぶことの意義について考えさせるような内容 |
| (4) 自ら環境と関わり合う指導内容 | |



6 具体的な事例について（1単位時間の授業計画）

(1) 児童の概要

- ・小学3年生
- ・通級の指導目標

「自分の気持ちを適切に伝えたり、援助を求めたりすることができる。」【内容3－（3）】

「気持ちや行動を調整する力を高める。」【内容4－（4）】

(2) 授業の流れ（例：運動会前の通級の時間）

活動内容	指導における配慮事項 等
1 今日の学習確認	・見通しをもたせることで、子供が主体的に取り組むやすくする。
2 フリートーク	・フリートークでリラックスし、学習姿勢を整える。 ・子供の気持ちを肯定的に受け止め、話しやすい雰囲気をつくる。
3 体を動かそう	・運動会を意識して、運動会のダンスなどの動きを取り入れる。
4 見通しをもとう	・運動会のプログラムを見ながら、当日の動きを確認し、辛くなりそうな場面や休憩をはさみたい場面などを一緒に考える。
5 気持ちを伝えよう	・教師への伝え方や動きを実演し、気持ちの準備をさせる。
6 今日の振り返り	・自己評価により、達成感とともに、次の課題意識をもてるようにする。



通級による指導においては、効果的な指導が行われるように、通級による指導担当者と在籍する学級担任や教科担任は指導の内容の関連を図り、連携に努めることが大切である。また、通級による指導の学びを通常学級で生かすために、本人と保護者の気持ちや考えを確認し、実践の方法を検討しながら指導することが重要である。

【参考資料】

- | | | |
|--------------------------------------|-------|-----|
| ・「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」 | R02.3 | 文科省 |
| ・「特別支援学級及び通級による指導 教育課程編成の手引」 | H31.2 | 県教委 |
| ・「発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業 実践事例集」 | H30.9 | 文科省 |
| ・「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編」 | H30.3 | 文科省 |

Q4： 学校体育において、生涯にわたって運動に親しむ児童生徒を育てるためにはどのようなことに取り組みればよいか教えてほしい。

A： 体育・保健体育の学習指導要領解説には「生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成することを目指す。」という目標が示されている。児童生徒に運動の楽しさや喜びを味わせるとともに、運動が有する特性に応じた基礎的な身体能力や知識を身に付け、それらを実生活の運動習慣に結び付けていくことが大切であり、教科体育だけでなく学校体育として学校教育全体で取り組むべきものである。
以下に、学校体育において押さえるべきポイントを示すので参考にしてほしい。

1 運動の楽しさと、運動継続の意欲の関係

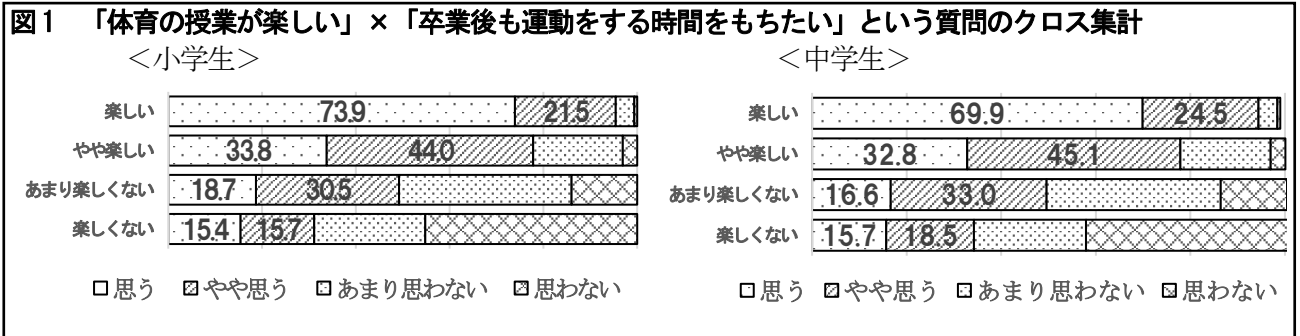


図1は、令和4年度全国運動能力運動習慣等調査の質問紙調査結果である。体育の授業が楽しいと感じている児童生徒は、運動の継続意欲が高いことが分かる。授業に楽しさを感じて取り組むことが、技能の向上だけでなく、生涯にわたって運動やスポーツをする意欲を高めることにつながる可能性があることを示唆している。しかし、ただ楽しければ良いというものではない。「基本的な技能ができるようになる楽しさ」「体を動かす方法やコツがわかる楽しさ」「仲間と協力して運動する楽しさ」など、運動やスポーツを「する・みる・支える・知る」という多様な関わりの中で楽しさを味わうことができるように学校体育を経営することが求められている。

2 体づくり運動の有効活用

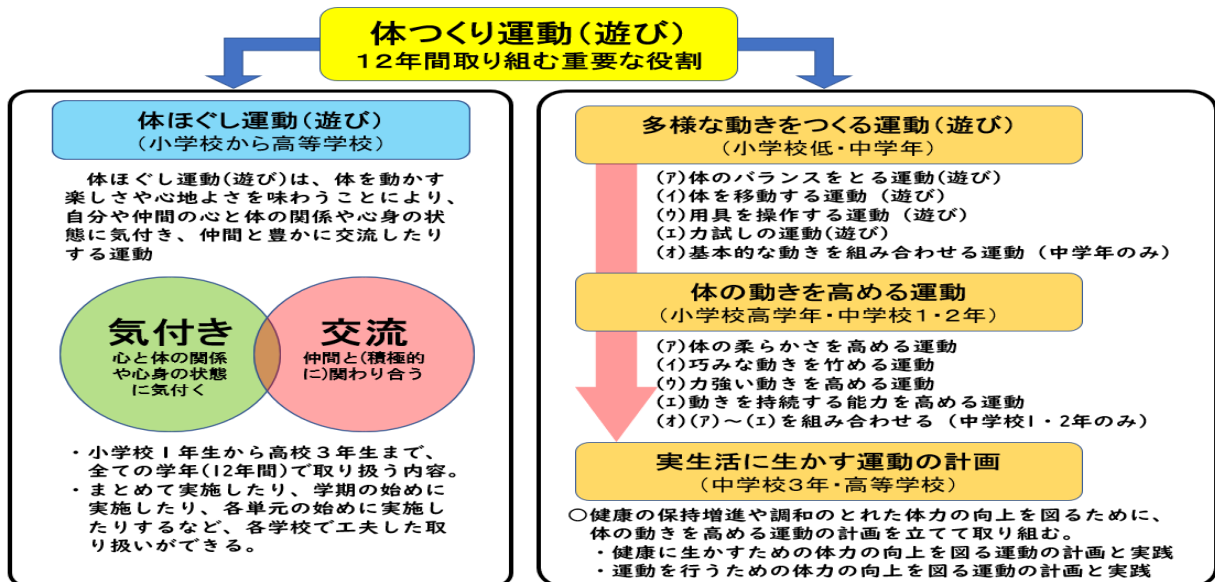


図2 「体づくり運動（遊び）」の系統性

図2のように、体づくり運動（遊び）は小学校から高校まで全学年での実施が位置付けられている唯一の単元で、運動経験の有無が影響することなく誰もが楽しめる手軽な運動等を通して、心と体のつながりや変化に気付いたり、仲間と交流したりする「体ほぐしの運動（遊び）」や、他の単元では扱われにくい体の基本的な動きを培い、あえて技能の上達をねらいとしない運動として「多様な動きをつくる運動（遊び）」等が位置付けられている。

この単元を通して、運動することの楽しさや心地よさを感じたり、体を動かすことへの不安を解消したり、自分の体や心と向き合ったりすることで、生涯にわたって運動やスポーツに親しむ知識や意欲等を育てていくことが大切である。

3 体力向上による運動意欲の高揚

学校体育の目標の一つは児童生徒の体力向上である。全国体力・運動能力調査の質問紙調査によると、体力総合評価別に「卒業後も自主的に運動やスポーツをしたい」と思う児童生徒の割合を集計した結果、体力総合評価が高くなるにつれてその割合が高いことが分かる。このことから、児童生徒の体力を向上させることや総合評価の下位層を引き上げることが、生涯にわたって運動に親しむ意欲の高まりにつながると考えられる。

(1) 学校教育活動全体で取り組む体力づくり

各学校では、地域や児童生徒の実態を把握し、体力向上を目指して「体力づくり計画」を作成している。実施に際しては、図3のようなマネジメントサイクルを回しながら取り組むことが大切である。中でも成果を検証・評価（Check）し、取組の調整や目標の再設定（Action）を年度途中にも行うことで、より実態に応じた実効性のある計画にすることができる。

計画作成の際には、体育・保健体育科の授業を要としながら、特別活動等における取組、施設や設備等の工夫を凝らすなど、体育主任を中心に担任や各種主任等と連携し、学校教育全体で取り組むことが重要である。



図3 体力向上のマネジメントサイクル

学校内での体力づくりの場（例）

- 体育・保健体育科の授業（小学校：運動領域・保健領域 中学校：体育分野・保健分野）
- 総合的な学習の時間 —— 健康・環境問題と運動、国際交流とスポーツ 等
 - 学級活動（学級のレクリエーション 等）
- 特別活動 ——
 - 児童会・生徒会活動（球技大会、長縄跳び大会、全校鬼ごっこ 等）
 - 学校行事（運動会、体育祭、持久走大会 等）
 - クラブ活動（小学校のみ）
- 業間活動、昼休み、放課後等の時間での活動（運動部活動を含む）

(2) 体育・保健体育科の授業による体力向上

児童生徒の体力向上を図るためには、体育・保健体育科の授業を充実させることがとても重要であり、次の3つの視点から充実を図り、心と体を一体としてとらえた実践が望まれる。

体づくり運動	運動の楽しさや心地よさを味わいながら、発達の段階や多様な個の状況に応じた運動を経験できるようにし、獲得した知識や基本的な体の動かし方を実生活の運動習慣につなげる。
体づくり運動以外の単元	基本的な技能・知識の習得や運動量の確保が保証された授業の実践とともに、関連して体力が高まることを認識できるよう指導し、生涯にわたる運動との多様な関わり方を見出させるようにする。
保健・体育理論	保健において健康な生活を営むための知識（防衛体力につながる知識）を身に付けられるようにし、さらに体育理論において、運動やスポーツとの多様な関わり方、合理的な実践、科学的知識等を育み、生涯にわたる豊かなスポーツライフに資する。

多くの学校では、学校経営方針の中に体力の向上に関する目標を掲げており、健やかな体の育成のために、体力の向上あるいはその指標となる新体力テストの体力合計点の向上を目指している。ただし、体力向上についての取組は、生涯にわたる運動やスポーツへの意欲につながっていることが求められる。今後も学校体育をさらに充実させることにより、児童生徒がスポーツの楽しさや心地よさを感じ、多様な運動を経験し、健康や運動に関する知識を学びながら、生涯にわたって運動に親しみたいという意欲が高まることが大切である。

【参考資料】

- | | | |
|---------------------------------|-------|-------|
| ・全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果 | 毎年 | スポーツ庁 |
| ・小学校体育（運動領域）指導の手引き～楽しく身に付く体育の授業 | R04.3 | スポーツ庁 |

Q5：外国人児童生徒等への指導・支援について教えてほしい。

A： 学校に外国人児童生徒や日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒（以下「外国人児童生徒等」という。）が一人でも在籍していれば、日本語指導をはじめ特別な指導が必要になる。外国人児童生徒等が、所属する学級（在籍学級）で学習活動に参加できるようにするためには、全教職員で支援に取り組むことが大切である。また、「異文化理解」「多文化共生」「人権の尊重」などの視点を持ち、違いを認め、助け合える共生を目指した学級づくり、学校づくりが求められている。

以下に、外国人児童生徒等への指導・支援について述べる。

1 外国人児童生徒等への指導・支援についての捉え方

学習指導要領総則第4の2に、以下のように示されている。

- (2) 海外から帰国した児童（生徒）などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある児童（生徒）に対する**日本語指導**
- ア 海外から帰国した児童（生徒）などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うものとする。
- イ 日本語の習得に困難のある児童（生徒）については、個々の児童（生徒）の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。特に、通級による日本語指導については、教師間の連携に努め、指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に努めるものとする。

2 日本語指導について

(1) 日本語指導が必要な児童生徒

- ① 日本語で日常会話が十分にできない児童生徒
- ② 日常会話ができても、学年相当の学習言語能力が不足し、学習活動への取組に支障が生じている児童生徒

海外から帰国した児童生徒、外国人児童生徒、重国籍や保護者の一人が外国籍である等の理由で日本語以外の言語を家庭内で使用しているなどの事情によることが考えられる。

日本語指導が必要かどうかの判断は、日本語の能力、生活・学習・適応状況等を日本語指導担当教員、担任など当該児童生徒に関わる複数人で把握した結果を参考に、校長の責任の下で行い、「個別の指導計画」を作成して日本語指導を行う。

〔学校内で作成する個別の指導計画〕

児童生徒に関する記録	指導に関する記録
・氏名 ・生年月日 ・国籍等 ・家庭内で使用する言語 ・入国年月日/学校受入れ年月日 ・生育暦/学習暦 ・家族構成/家庭状況 ・学校内外での支援状況 ・進路希望	・日本語の能力 ・指導目標/内容/形態 ・指導者の名前 ・指導場所 ・授業時数/指導期間 ・授業内容や方法に関する評価及び学習状況 等

(2) 「特別の教育課程」の編成・実施

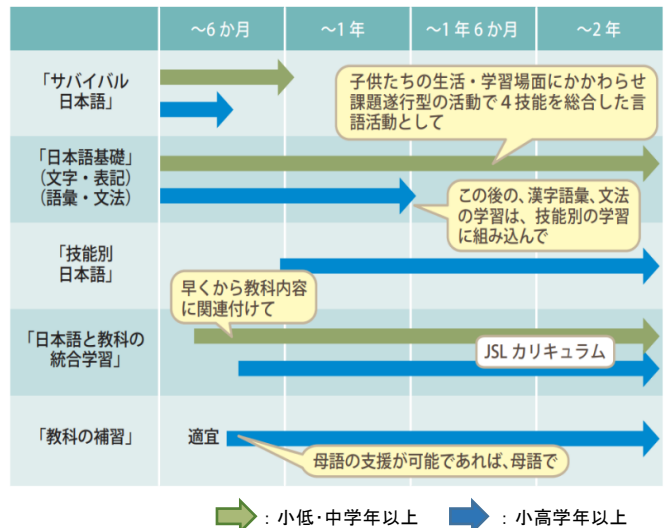
「特別の教育課程」とは、帰国・外国人児童生徒等が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるように、日本語や各教科の指導等について、児童生徒一人一人に応じて編成する教育課程である。きめ細かな指導を、計画的・組織的、継続的に行うことができる。

① 指導内容	児童生徒が日本語で 学校生活 を営み、 学習 に取り組めるようになるための指導
② 指導対象者	小・中学校段階に在籍する 日本語指導が必要な児童生徒 ※学校長が判断
③ 指導者	日本語指導担当教員（ 実施する校種の教員免許を有する教員 ） または、担当教員＋指導補助者
④ 授業時間	年間 10単位時間～280単位時間 が標準
⑤ 形態・場所	原則として、児童生徒の在籍する学校における「 取り出し指導 」 (指導者確保が困難な場合は、他の学校における指導が認められる。)
⑥ 計画・評価	指導計画の作成と学習評価を実施すること 計画と実績を学校設置者に提出

3 指導・支援の実際

日本語指導担当教員等が中心になって、「来日直後」、「日常会話ができるまで」、「在籍学級の授業に参加できるまで」など段階を踏まえつつ、個々に合った学習内容を決定することが必要である。右図は、個別の指導計画を作成して「特別の教育課程」による指導等を行う際の指導計画（コース設計）の例である。プログラムを組み合わせ、長期的にコースを設計し、3か月に1回程度、計画を再検討するとよい。

また、「入り込み指導」による支援や担任・教科担当等授業者による授業の中での配慮を行うなど、柔軟な対応が必要である。使用するワークシートやテスト用紙にルビを振ったり、授業で使用する言葉に配慮したりすることも考えられる。



【コース設計 プログラムの組み合わせ例】
 「外国人児童生徒受入れの手引き」改定版
 第3章日本語指導担当教師の役割 参照
 文科省



【こんなケースはありませんか?】



日常生活に必要な日本語もほぼ習得し、友人と楽しく会話をしています。しかし、授業では発言が少なく、課題があまり進みません。学習内容が理解できていないのでしょうか。

これは「生活言語能力」（1対1の場面での日常的で具体的な会話をする口頭能力）と「学習言語能力」（教科等の学習場面で求められる情報を入力・処理し、それを分析・考察した結果を伝えるような思考を支える言語の力）の違いによるものです。「生活言語能力」は2年ほどで習得できると言われていますが、「学習言語能力」は、習得までに5～7年かかると言われています。日常会話はある程度できるようになっても、教科で使用される言葉がなかなか理解できずにつまずいている場合があるということも考え、指導することが大切です。

例) 「あたためる」⇔「熱する」、「つめたくする」⇔「冷却する」、「むし」⇔「こん虫」



「学習言語能力」はどのようにして身に付けることができるのでしょうか。

普段の生活で身に付くことはあまり期待できないので、日本語指導担当教員と担任等との連携が必要です。そこで教科指導の中で日本語の支援も行い、日本語で学ぶ力、日本語で学習活動に参加する力を育てる「JSLカリキュラム（日本語と教科の統合学習）」が作成されました。児童生徒の実態から、日本語の目標を立て、学習を行うために不可欠な語彙や表現等の学習言語（例「こん虫」「頭・むね・はら」「あし」「6本」（ほん・ぼん・ぽん）「～はこん虫ですか。」「はい、～はこん虫です。」「～は足が6本です。だからこん虫です。」）の習得を促し、教科学習の内容理解を支援していきます。

例) 小3理科 単元名 こん虫のかんさつ

教科の目標 : 昆虫の成虫の体は頭、胸、腹からできていることを理解することができる。

日本語の目標 : 「こん虫・頭・むね・はら」を使って、昆虫の特徴を発表することができる。

外国人児童生徒等が抱える問題は、言語習得にとどまらず、学校生活全般に及ぶ。まず、日本の学校に適応し、安心できる「居場所」が確保されるとよい。「誰一人取り残さない」という発想に立ち、外国人児童生徒等が生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし、未来を切り拓くことができるように支援することが重要である。

【参考資料】

- | | | |
|---|--------|-----|
| ・外国人児童生徒受入れの手引き 改訂版 | H31. 3 | 文科省 |
| ・小学校/中学校学習指導要領 (平成29年度告示) | H29. 3 | 文科省 |
| ・海外子女教育、帰国・外国人児童生徒教育等に関するホームページCLARINET | | 文科省 |
| ・情報検索サイト「かすたねっと」 | | 文科省 |
| ・「学校教育におけるJSLカリキュラム」 | | 文科省 |

Q6： 協働につなげていくための、熟議の具体的なプロセスを知りたい。

A： 熟議とは、多くの当事者が「熟慮」と「議論」によって問題の解決を目指す対話のことである。保護者や地域住民等、様々な立場の関係者が一つのテーブルにつき、活発な議論を重ねることで、新しいアイデアや考え方が生まれることになる。
熟議の場やテーマは以下のようなものが考えられる。

1 熟議の場とテーマの設定

熟議は、学校運営協議会、地域学校協働活動の計画や評価を行う会議、学校と地域の連携・協働を内容とした研修会等で実施することが想定される。

【テーマ例】

- 地域の子どもたちにどのように育ててほしいか
- 子どもたちに身に付けてほしい力とは
- 雑草が多い通学路の環境整備をどうすればよいか
- 地域の行事へ子どもたちが参加するには など



2 熟議の例

学校や地域の子どもはどのような課題を抱えているのかという実態を共有するとともに、地域でどのような子どもを育てたいのか、何を実現したいのかという目標・ビジョンを共有するために「熟議」を重ねることが大切である。

(1) 小学校の例

【課題】 放課後、近くの公園で子どもたちが遊んだ際、ゴミを散らかしたままにするので、学校に対応を求める電話が入り、教師が出向いて指導することがある。

<熟議テーマ> 子どもたちがむやみにゴミを捨てないために、私たちはどんなことができるでしょうか。

(教頭)
学校では、放課後の過ごし方や公園の使い方について指導しているのですが……。

(保護者)
先生方が指導している話は娘から聞きました。放課後まで指導なんて大変ですね。

(駄菓子屋店主)
子どもたちがお菓子を買ったとき、ゴミをポイ捨てせず持ち帰るように声をかけてみます。

(地域連携教員)
登下校班や担当教職員に聞けば、通学路のどこにゴミが多く落ちているか分かりますね。

熟議

(PTA会長)
放課後や休日に、地域や家庭も協力して一緒に何かできませんかね。

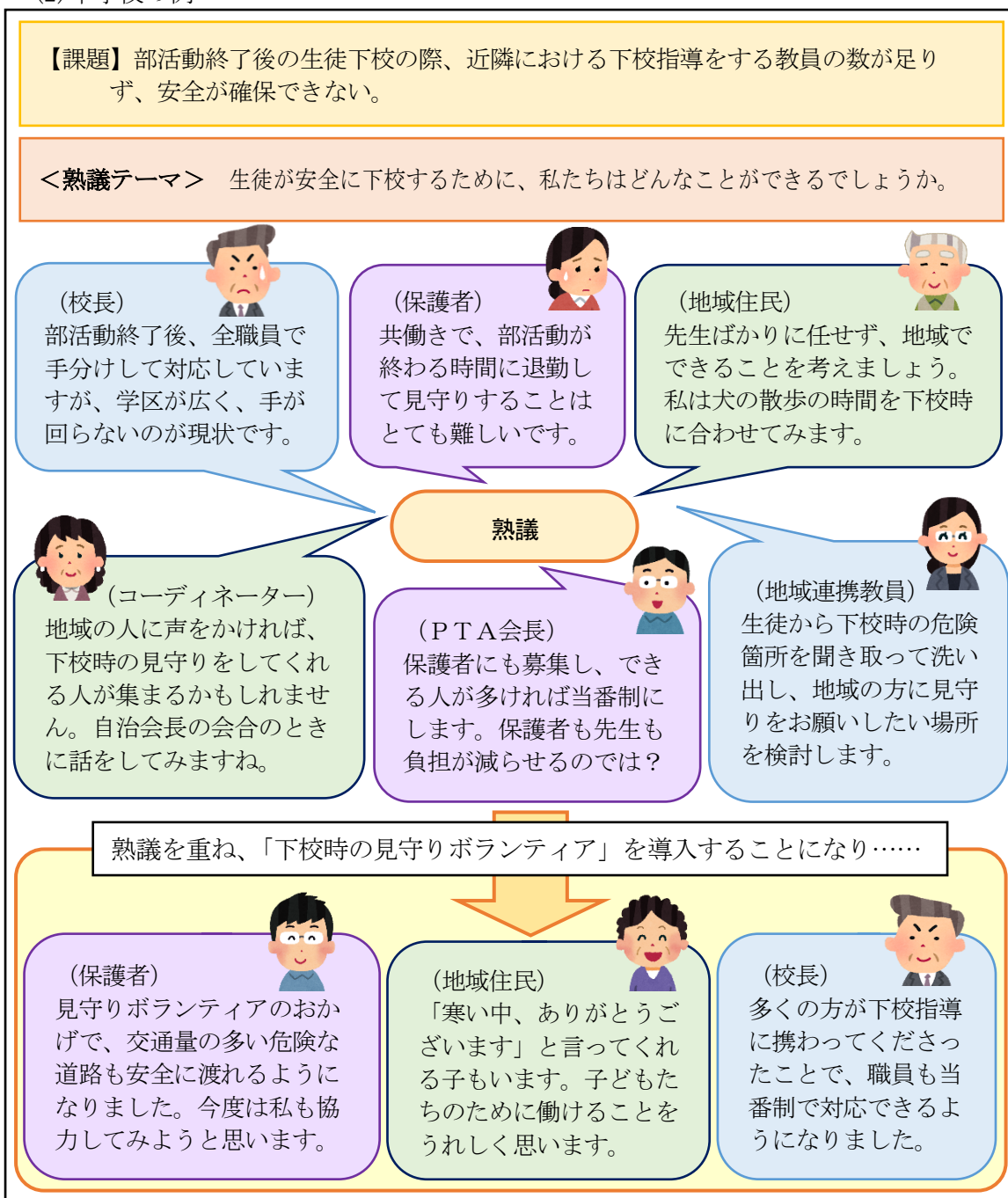
(自治会長)
地域の「一斉清掃」の参加者が少なくなっています。地域みんなで地域をきれいにする雰囲気も作れるといいですね。

熟議を重ね、一斉清掃の日に家庭を交えた「ゴミゼロ作戦」を実施することに……

(児童) ゴミの多さに驚きましたが、きれいになって気持ちがいいです。

(教頭) 公園に出向くことがなくなり、放課後が有効に使えます。

(2) 中学校の例



3 熟議を「協働」につなげていく

熟議を行うことで課題がすべて解決されるわけではない。熟議で提案されたプランを課題解決や目標達成に向けた具体的な取組（協働）につなげていくことが大切である。この協働を進めていく体制が「地域学校協働本部」であり、幅広い地域住民等の参画により学校や地域の課題解決に向けた取組が進められるとよい。

熟議したことが「協働」として具体的な活動に結びつけていく上でも、学校運営協議会と地域学校協働本部は、一体的に推進されていくことが望ましい。

※協働：複数の人が同じ目的のために対等の立場で協力してともに働くことで、一方的な支援や協力ということではない。

【参考資料】

- | | | |
|--|--------|-----|
| ・「学校と地域の連携・協働推進ハンドブック」 | R05.3 | 県教委 |
| ・「これからの学校と地域 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動」 | R02.2 | 文科省 |
| ・「コミュニティ・スクールのつくり方」 | R02.10 | 文科省 |
| ・「コミュニティ・スクール2018～地域とともにある学校づくりを目指して～」 | H30.9 | 文科省 |